

社長のための勉強

令和2年10月15日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

2021年度の固定資産税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者等に対して2021年度の固定資産税・都市計画税が減免されます。

◆概要

対象者	中小企業者等（資本金が1億円以下の法人）
要件	・令和2年2月から10月までの間の任意の連続する3ヶ月の売上が、前年の同期間と比べて30%以上減少 ・認定経営革新等支援機関等の確認を受けて、令和3年1月1日から1月31日までに各市町村に申告
対象資産	事業用家屋・償却資産（土地は対象外）
適用年度	令和3年度分
軽減額	減少比30%以上50%未満・・・2分の1 減少比50%以上・・・全額

（※）申告期間が1ヶ月間と短く、税理士等の認定経営革新等支援機関等の確認を受ける必要があること等、他のコロナ関連の支援制度と要件が異なるため注意が必要です。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください